

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部・薬務課

法令名	温泉法	法令の番号	昭和23年法律第125号						
許認可等の種類	土地掘削のための施設等の変更許可	根拠条項	第7条の2第1項						
審査基準	<p>1 次（温泉法第7条の2第2項で準用する同法第4条第1項第2号）に該当しないこと。</p> <p>○ 申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準（温泉法施行規則第1条の2各号）に適合しないものであると認めるとき。</p>								
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	10日	目次
						標準経由期間	日	NO	